

様式第 15 号（第 9 条関係）

答申番号：令和 7 年度 答申第 7 号

## 答申書

### 1 審査会の結論

個人情報開示請求（〇〇〇〇における職員暴行の件）に対して、おいらせ町長が令和7年7月3日付けお介第929号個人情報開示決定通知書において部分開示とした決定は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### （1）審査請求人の主張

要約すると、以下のとおりである。

部分開示決定に異議申し立て。

地方公務員法第1～5章に該当する。

#### （2）処分担当課の主張

要約すると、以下のとおりである。

##### ①個人情報開示決定処分の内容

本件開示請求に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第78条第1項第2号該当（開示請求者以外の個人に関する情報）により部分開示。

##### ②法第78条第1項第2号の該当性について

請求人は、「開示決定に異議申し立て、地方公務員法に第1、2、3、4、5章に該当する」としているが、本件において個人情報として特定した町及び〇〇〇〇とのやりとりの記録には、請求人以外の個人に関する情報が含まれているため、部分開示決定としたもの。

##### ③開示範囲について

本件開示請求は、請求人が「暴行があった」と主張する事案に関して、

〇〇〇〇と関係機関とのやりとりの記録の開示を求めたものであり、これに該当しない記録部分については開示対象外として不開示としている。

④本件処分は妥当であり、請求人の主張を否認する。

### 3 調査審議の経過

令和7年8月4日	諮問書受領
令和7年10月2日	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議）
令和7年10月28日	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議）

### 4 （部分開示決定を妥当とした）審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった個人情報開示決定処分について、請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### （1）関係法令の定め

法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

#### （2）争点

請求人は、「自身が〇〇〇〇職員から暴行を受けたことに関して、関係機関とやりとりした記録」の開示を求めているものであるが、処分担当課は、本件に該当する個人情報中に、請求人以外の個人に係る情報等があったことから部分開示決定処分としたため、その妥当性について、以下検討する。

#### ①法第78条第1項第2号の該当性

本件請求対象文書として開示した「〇〇〇〇と関係機関とのやりとりの記録」中には、請求人以外の個人に係る情報が記載されていることから、不開示部分については法第78条第1項第2号に該当すると考えられる。

また、同条同号に規定するただし書きにも該当するものではない。

#### ②開示範囲について

本件開示請求で開示した文書には、請求人が「暴行があった」と主張する事案に関して、〇〇〇〇と関係機関とのやりとりの記録以外の記録も含まれており、当該部分を不開示とすることは妥当である。

以上により、処分担当課が法第78条第1項第2号に該当して部分開示決定を行ったことは妥当である。

#### (3) 審査請求人のその他の主張について

請求人は、いわゆる「職員からの暴行」について、種々の主張をしているが、これらはいずれも本件個人情報不開示決定処分に係る審査請求とは関係がなく、また、これまで述べてきた当審査会の判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。